栗山町第７次総合計画

【後期実施計画素案の概要について】

※栗山町第７次総合計画の詳細はこちらをご参照ください
https://www.town.kuriyama.hokkaido.jp/soshiki/31/21905.html

計画策定のプロセス及びスケジュール

R7.11～R8.4 | R8.5～9 | R8.9～11 | R8.12～R9.3

- 総合計画審議会協議（委員参加、傍聴可能）
 - 地域別・分野別懇談会（まちづくり懇談会など）
 - はがき投函、インターネット投稿（町広報9月号で周知）
- 議会協議（一般会議・傍聴可能）
- 議会審議（傍聴可能）

調査分析（準備作業）

町長公約

- 前期実施計画結果検証
- 後期実施計画作成（計画事業シート作成）
- 職員による政策提案

- 町長公約ヒアリング
- 計画事業シート整理

計画素案作成

- 策定等委員会・部会協議
- 政策推進会議協議
- 町民参加広報周知
- 計画素案公表

町民参加（意見等把握）

計画原案作成

- 総合計画審議会答申
- 策定等委員会協議
- 政策推進会議協議
- 財政推計・経営改革推進計画反映
- 公共施設計画反映
- 計画原案公表

町民参加（パブリックコメント）

計画原案議会提案（審議）

策定完了（政策実施）

- 計画公表

基本構想の構成

I. 計画の策定の趣旨
(1) 計画の目的・位置づけ　(2) 計画の役割

II. 計画の体系
(1) 計画の構成　(2) 計画の期間

III. まちづくりの基本目標
(1) まちづくりの基本理念
(2) まちづくりの合言葉・まちの将来像
(3) 重点政策方針　【見直し】
(4) 計画期間中の目標人口　【見直し】
(5) 分野別政策の基本方針　【見直し】
(6) 総合計画とSDGs

IV. 計画の運用
(1) 計画と予算　(2) 計画の見直し
(3) 計画の評価

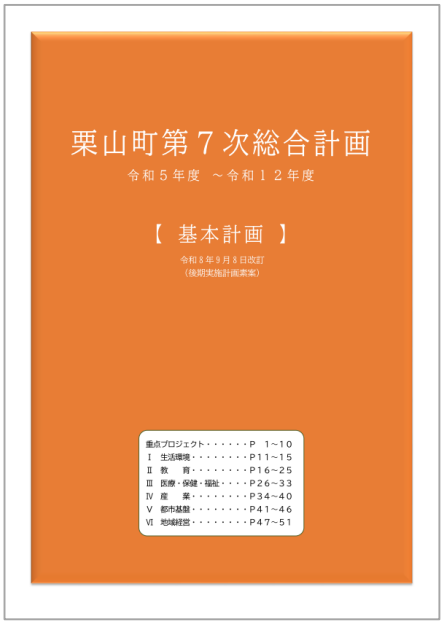
V. 町財政中長期試算(一般会計)【見直し】



基本構想の構成

重点プロジェクト　【見直し】

1. 次代のくりやまを担う「子どもたち」が元気なまち
2. 共に支え合い生きがいをもって暮らせる「ひと」が元気なまち
3. 地域資源を活かし心豊かに暮らせる「地域」が元気なまち
4. 地域経済を支える「産業」が元気なまち



Ⅰ. 生活環境　【見直し】

(1) ごみ処理　(2) 環境・エネルギー　(3) 防災　(4) 消防・救急
(5) 生活安全

Ⅱ. 教育　【見直し】

(1) 学校教育　(2) 生涯教育　(3) 自然環境教育　(4) スポーツ
(5) 芸術　(6) 国際・地域間交流

Ⅲ. 医療・保健・福祉　【見直し】

(1) 保健　(2) 地域医療　(3) 児童福祉　(4) 高齢者福祉　(5) 地域福祉　(6) 障がい者福祉

Ⅳ. 産業　【見直し】

(1) 農林業　(2) 商工業　(3) 観光･交流　(4) 雇用環境

Ⅴ. 都市基盤　【見直し】

(1) 道路・交通　(2) 住宅・住環境　(3) 上･下水道　(4) 河川　(5) 街なみ･景観

Ⅵ. 地域経営　【見直し】

(1) コミュニティ活動　(2) 行政経営　(3) 情報共有と町民参加

計画の目的・位置づけと役割

総合計画とは（目的・位置づけ）

- ✓ 町政の進むべき方向性を明らかにし、その具体化に向けた政策、施策、事業の総合的かつ計画的な推進を目的に策定するものです。
- ✓ また、町が定める全ての計画の最上位に位置するものであり、計画期間内に町が進める全ての政策等は、総合計画に根拠を置くものとします。

計画の役割

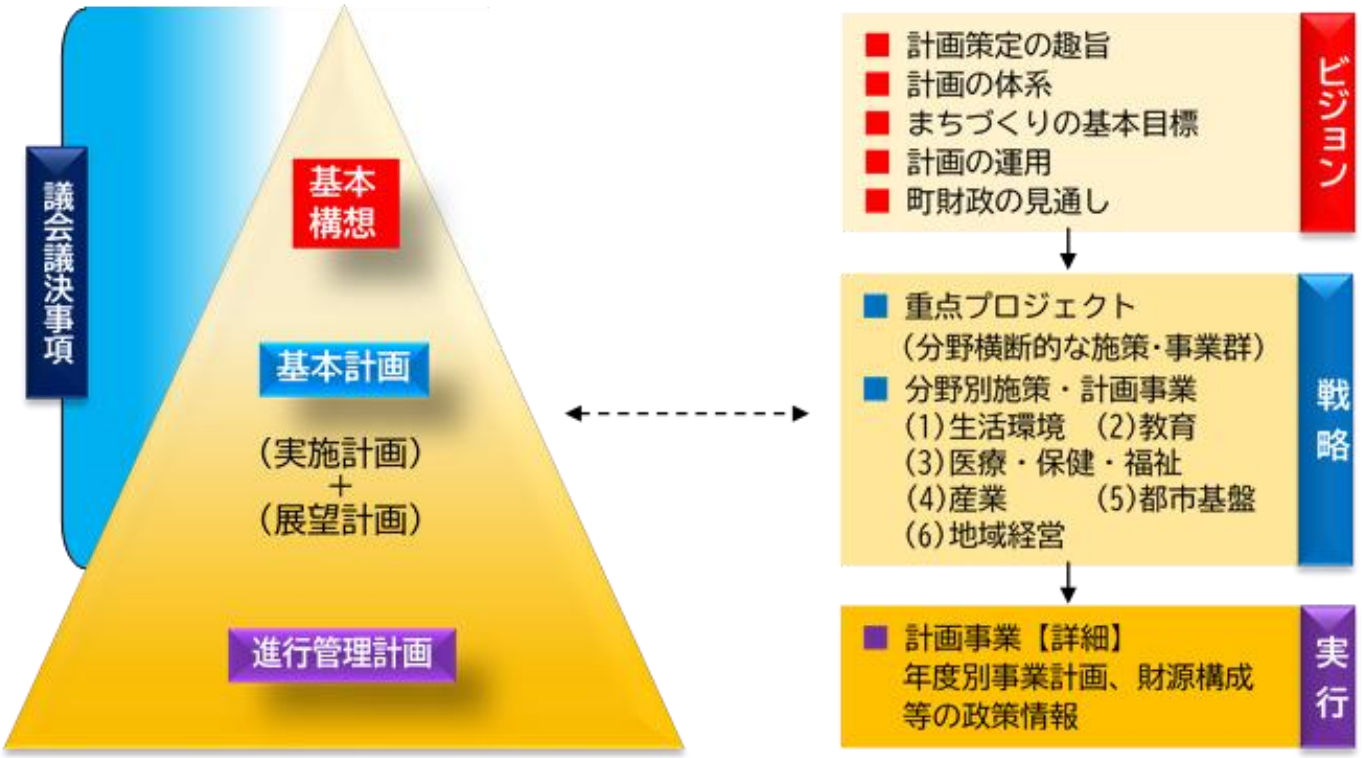
- ✓ 本計画は町財政の健全運営と個性ある自律したまちづくりの両立を前提に、町民全体で共有する「まちの将来像(将来ビジョン)」を定め、その具体化に向けた政策等を効率的かつ効果的に実行するための指針となるものです。

【町民との情報共有】　【効率的かつ効果的な政策実行】

計画の構成と期間

計画の構成

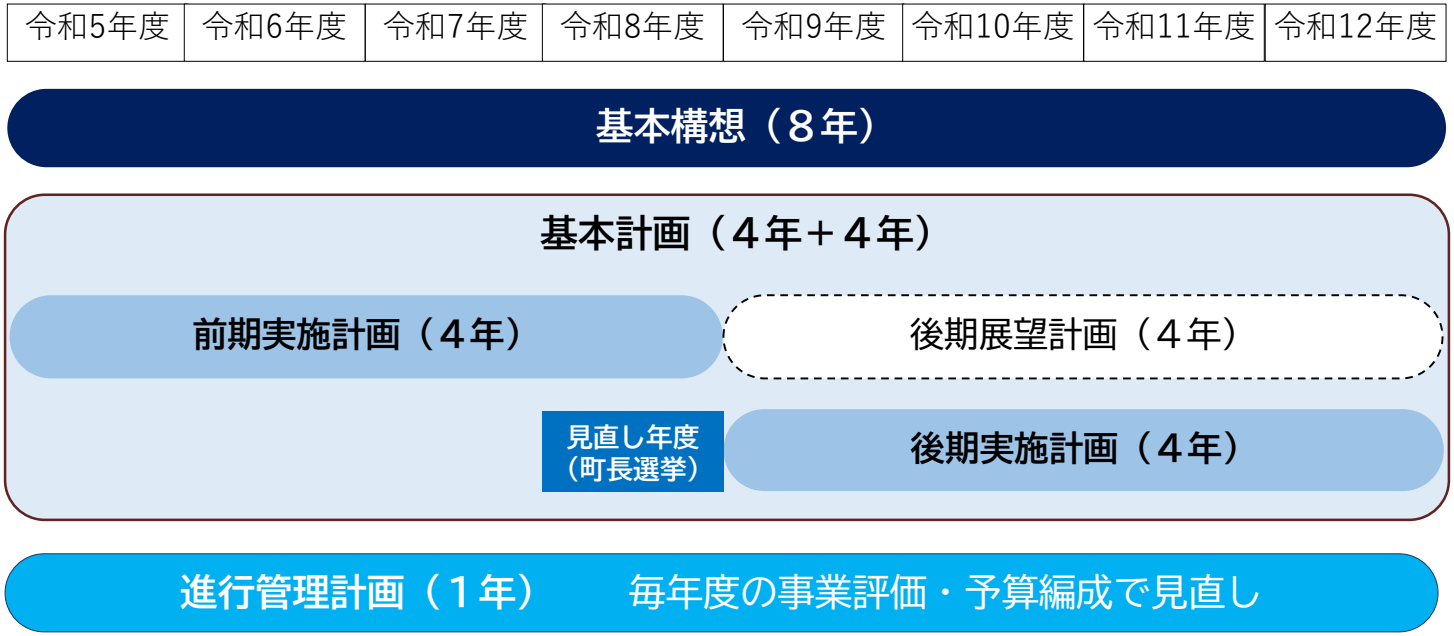
✓ 本計画は、「基本構想」「基本計画」「進行管理計画」の３層で構成され、このうち、「基本構想」と「基本計画」の策定・改定・見直し等は、議会の議決の対象となります。



計画の構成と期間

計画の構成

✓ 社会経済情勢への対応や町長任期との整合性を図るため、計画期間は８年とします。また、財源調達を含めて、前期４年で実施が確実に見込まれる政策等を「実施計画」として構成し、将来を展望する政策構想と実施計画（前期）の策定時点では緊急性が低い後期４年の政策等を「展望計画」として構成しています。



まちづくりの基本理念

① 情報共有のまちづくり

まちの将来像や政策等の目標・成果などを町民が共有できるよう、適切な町政情報の公開・提供を前提としたまちづくりを推進します。

② 町民参加のまちづくり

町民一人ひとりが主体的に参加・参画するまちづくりを推進します。
また、町民が政策等の形成過程に参加できる機会の充実を図ります。

③ 連携・協働のまちづくり

重点政策方針に基づく分野横断的な政策展開など、町民相互、町民と行政が連携・協働するまちづくりを推進します。

④ 持続可能な自律したまちづくり

地方分権時代に対応した自律したまちづくりを推進するとともに、町財政の健全運営と個性的で効果的な政策展開を両立した、持続可能なまちづくりを推進します。

ふるさとは栗山です。（まちづくりの合言葉）

～ みんなが元気なまち ～（まちの将来像）

- ✓ 今後８年間における、まちづくりの合言葉を「ふるさとは栗山です。」とします。積み重ねられた町の歴史と先人の夢をつなぎ、次代に誇れるふるさと栗山を築いていくため、町民一人ひとりが主役となり、和衷協力の精神で地域に根差したまちづくりを進めます。
- ✓ また、目指すべき理想のふるさと栗山の姿を現す「まちの将来像」については、「みんなが元気なまち」とします。みんな（子どもたち・ひと・地域・産業）がつながり（絆）、元気（育む・優しい・輝く・創る）あふれる人生100年のまち「くりやま」を目指します。

“みんな”

- 子どもたち・ひと・ 地域 ・産業
- つながり・絆

“元気”

- 育む・優しい・輝く・創る
- 人生100年のまち「くりやま 」

計画期間中の目標人口

令和12年10月時点 ＝ **10,200人** (高齢化率42.7%)

区分		R5.10	R6.10	R7.10	R8.10	R9.10	R10.10	R11.10	R12.10
推計	人口	10,866	10,675	10,484	10,293	10,103	9,912	9,722	9,531
	高齢化率	42.3%	42.7%	43.2%	43.6%	43.9%	44.4%	44.8%	45.2%
目標	人口	11,062	10,935	10,808	10,687	10,567	10,446	10,326	**10,200**
	高齢化率	41.7%	41.9%	42.1%	42.2%	42.3%	42.4%	42.6%	42.7%

人口の考え方

✓ 平成27年10月時点の国勢調査人口を基準。

目標人口の設定

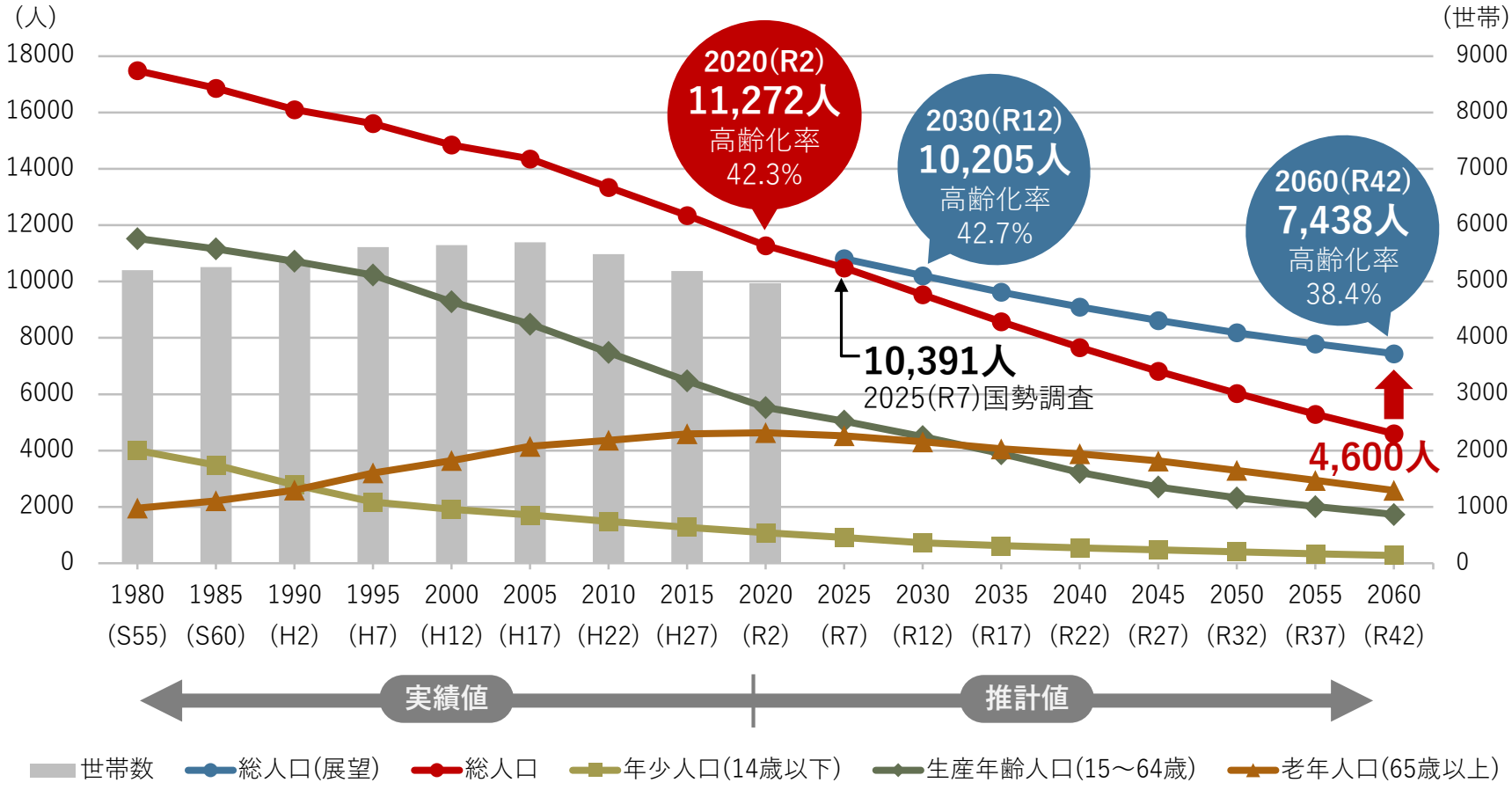
✓ 重点プロジェクトとして取り組む「若者、子育て世代が移住・定住しやすい環境づくり」など の成果として、若者、子育て世代などの人口増加を一定数見込んだ数値で目標設定。

目標人口 前期から 変更なし

計画期間中の目標人口

【参考】栗山町独自推計による総人口・年齢3区分別人口・世帯数の推移

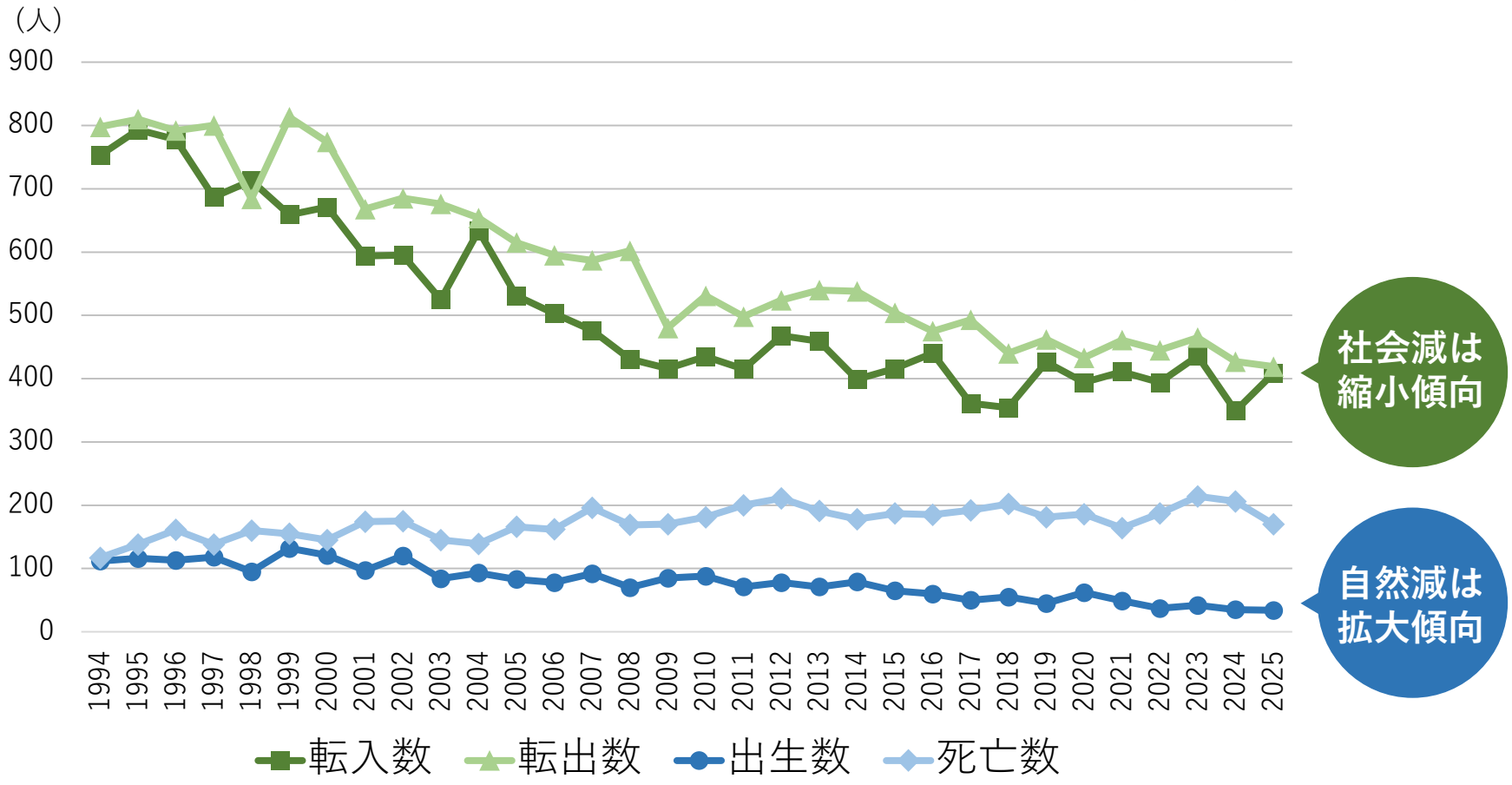
引用：国勢調査(総務省)、栗山町人口ビジョン



計画期間中の目標人口

【参考】出生数・死亡数・転入数・転出数の推移

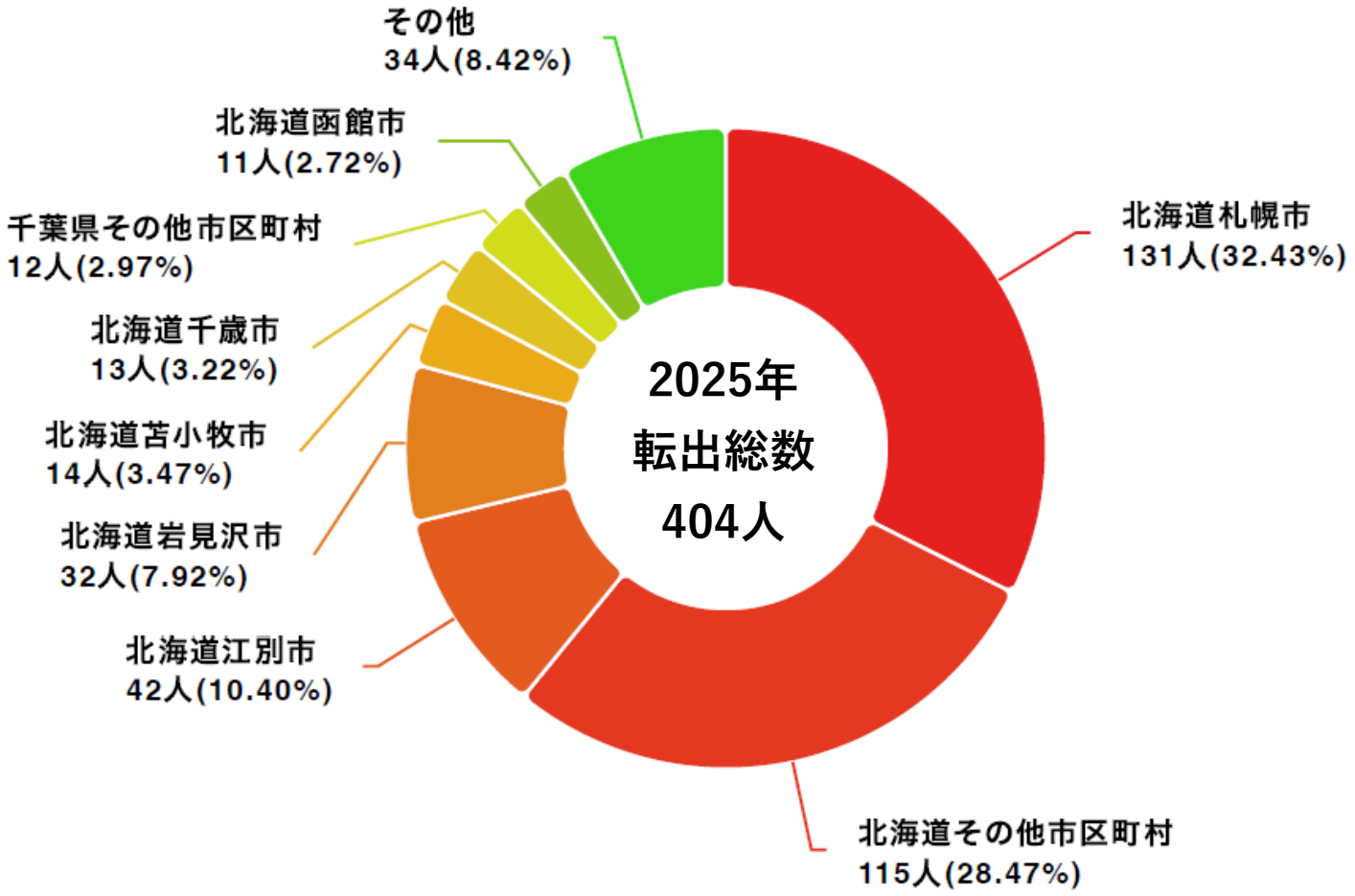
引用：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査(総務省)



計画期間中の目標人口

【参考】From-to分析（定住人口）

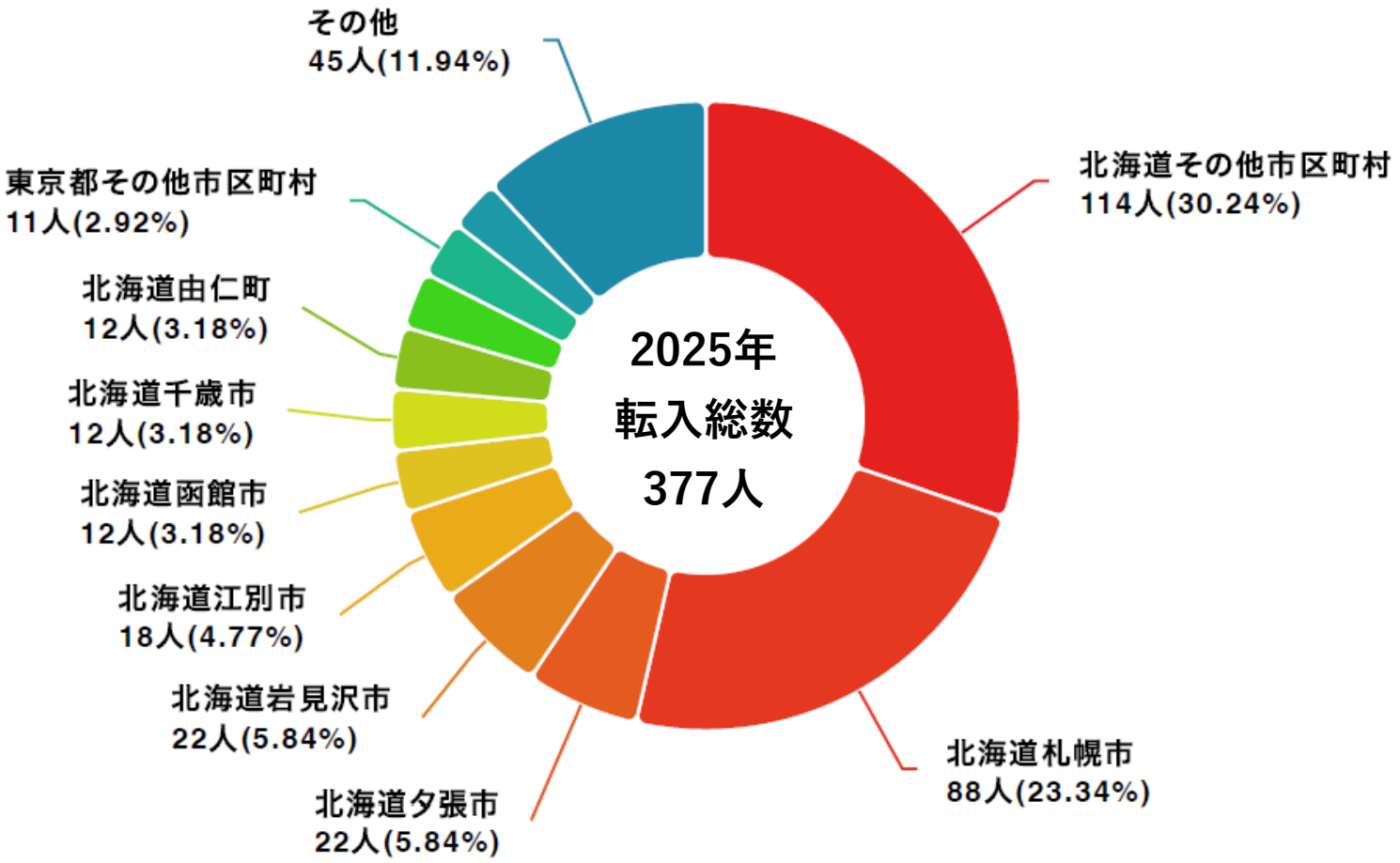
引用：地方創生データ分析評価プラットフォーム(内閣府)



計画期間中の目標人口

【参考】From-to分析（定住人口）

引用：地方創生データ分析評価プラットフォーム(内閣府)



計画期間中の目標人口

目標人口の達成に向けて

- ✓ 人口減少に歯止めがかかっておらず、人口推計では令和17年には老齢人口が生産年齢人口を上回る見込みとなっており、生産年齢人口や年少人口への将来負担が益々増大する恐れがある。
- ✓ 近年の自然増減については、死亡数は200人前後で高止まりしている傾向にあるが、その一方で出生数は減少傾向が続いており、自然減が進行している。
- ✓ 近年の社会増減についても、転出数が転入数を上回る社会減が続いているが、令和元年以降は以前と比べて縮小傾向にあり、令和7年においては11人の社会減となっている。
- ✓ 令和7年における転出者は札幌市、江別市、岩見沢市で約半数を占めており、近隣都市部への転出が割合高い傾向にある。また、転入者も同じく札幌市、江別市、岩見沢市で約3分の1を占めているが、これに加えて夕張市も岩見沢市と同数の22人となっている。
- ✓ **後期実施計画に向けては、自然減抑制の施策を講じながら社会減から社会増への転換を目指し、まちの魅力の磨き上げやプロモーション活動、コミュニティ活動や雇用の場づくり、生活環境の充実化などにより関係人口、さらに定住人口へつなげ、令和12年10月時点の目標人口10,200人の達成を目指す。**

総合計画とＳＤＧｓ

- ✓ SDGs（エスディージーズ）は「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、平成27年9月に国連で開かれたサミットの中で決められた国際社会共通の目標で、「17の目標」と「169のターゲット（具体目標）」で構成されています。本町においても本計画の各施策に位置付けられた事業を総合的に取り組むことによって、SDGs目標達成を目指します。



重点プロジェクト　※重点政策方針に基づき重点的に実施する主要施策・計画事業群

① 次代のくりやまを担う「子どもたち」が元気なまち
【若者定住対策・教育環境整備】

✓ 若者、子育て世代を全力でサポートし、子育て・教育環境のさらなる充実を図るとともに、移住・定住促進や雇用の場の創出に向けた取組を進め、子どもたちが将来へ夢・希望を持って成長できるまちづくりを推進します。

【重点施策１】 若者、子育て世代が移住・定住しやすい環境づくりを推進します。
- 若者、子育て世代の移住を促進する環境づくりを推進します。
- 若者世代が求める雇用の場づくりを推進します。
- 都市圏への交通アクセスなど、公共交通の利便性を向上します。

【重点施策２】 地域ぐるみで安心して子育てができる環境づくりを推進します。
- 子育てや発達支援、保育サービスなどを充実します。

【重点施策３】 教育環境のブランド化を推進します。
- 各種教育施設等が連携した教育プログラムを推進します。
- 地域資源を活かした「ふるさと教育」を推進します。
- 国際交流を通じて国際感覚を身に付けた人材を育成します。
- 魅力ある栗山高校づくりを推進します。

前期から変更なし
（構成事業の変更あり）

② 共に支え合い生きがいをもって暮らせる「ひと」が元気なまち
【健康寿命延伸・連帯協働】

✓ あらゆる世代の町民が心身ともに健やかに、生きがいをもって暮らせるまちづくりを目指すとともに、町民と行政が連帯・協働し、ふるさと栗山で生きる幸せを実感できるまちづくりを推進します。

【重点施策１】 町民が心身ともに健やかに暮らせるまちづくりを推進します。
- 町全体で健康づくりを支え守るための環境づくりを整備します。
- 地域に必要な医療受診環境を整備します。

【重点施策２】 生活習慣の改善と介護予防を推進します。
- 生活習慣病やがん予防に向けた取組の推進など、健(検)診受診率の向上を図ります。
- 介護人材の育成や地域の支え合い活動の推進など、介護予防を充実します。

【重点施策３】 デジタル化の推進及び町民と行政が連帯・協働して地域活性化を図ります。
- デジタル技術の活用により住民サービスの向上を図ります。
- 新たな情報発信体制による地域コミュニティの活性化など、情報発信を充実します。
- 女性活躍・男女共同参画を推進します。 **【名称変更】**
- 連帯・協働による女子野球タウン構想を推進します。 **【新規追加】**

前期から一部変更
（構成事業の変更含む）

③ 地域資源を活かし心豊かに暮らせる「地域」が元気なまち
【自然環境保全・都市基盤整備】

✓ 栗山の豊かな自然・歴史・文化を磨き上げ、次代に誇れるまちづくりを推進します。また、安定したごみ処理体制の構築や、地球温暖化対策の推進、安全・安心な都市基盤の整備など、誰もが住みやすいまちづくりを推進します。

【重点施策１】 栗山の自然・歴史・文化を保全・再生します。
- 豊かな自然・里山環境と生物多様性を保全・再生・普及を推進します。 **【名称変更】**
- 郷土芸能の継承活動の推進など、文化遺産の理解促進を図ります。

【重点施策２】 安定したごみ処理体制の構築と地球温暖化対策を推進します。
- 広域共同処理によるごみ処理体制を構築します。
- 温室効果ガスの排出抑制対策など、地球温暖化対策を推進します。

【重点施策３】 安全・安心な都市基盤の整備を図ります。
- 安全・安心な道路環境を維持・確保します。
- 安全・安心な居住環境を整備します。
- 魅力的な街なみ・景観づくりを推進します。

前期から一部変更
（構成事業の変更含む）

重点プロジェクト　※重点政策方針に基づき重点的に実施する主要施策・計画事業群

④ 地域経済を支える「産業」が元気なまち

【産業振興対策】

✓ 地域経済の原動力である農商工の基盤を強化し、各産業の担い手育成や雇用の場の確保、関係人口の創出など、経済の成長が好循環するまちづくりを推進します。

【重点施策１】 農地を守り、持続可能な農業を推進します。

- 生産性の向上や災害に強い農業基盤を整備します。
- 円滑な農地継承の推進による持続可能な農業生産体制を構築します。

【重点施策２】 魅力ある商工業等の振興と関係人口を創出します。

- 企業誘致活動及び企業版ふるさと納税を推進します。
- 魅力ある商店街及び観光・交流における組織体制づくりを推進します。

【重点施策３】 担い手育成及び雇用環境づくりを推進します。

- 農林業の担い手育成を推進します。
- 労働者への支援策検討など、労働環境の向上を図ります。
- ものづくりを通じた地域活動や地域産業の担い手育成を推進します。

前期から変更なし
（構成事業の変更なし）

分野別政策

分野別政策の基本方針

- ✓ 政策・施策項目は、関連する分野別計画事業所管課所において見直しを行ったほか、策定等委員会及び政策推進会議における協議を行ったが**前期から変更なし**。
- ✓ 分野別計画事業（個別事業）の見直しに伴い**基本方針の内容は一部変更あり**。

前期から一部変更（項目は変更なし）

分野別計画事業

- ✓ 分野別計画事業所管課所において前期実施計画の実績等に基づき見直しを行い下記の区分により整理（157事業）。
 - 継続（事業内容の変更無し、軽微な見直しを含む） 104事業
 - 充実（事業内容の要件拡大や一部追加する事業） 40事業
 - 完了（令和8年度までに完了する事業） 6事業
 - 廃止（他事業へ統合される事業を含む） 4事業
 - 新規（新たな事業、既存事業の統合を含む） 3事業
- ✓ 上記のうち継続、充実、新規の事業（147事業）については必要に応じて**事業名称、事業目的、事業内容、事業費など変更あり**。

前期から一部変更（項目は変更なし）

Ⅰ 生活環境



～心豊かに暮らせるふるさとづくり～

（1）ごみ処理

施策	No.	計画事業
①ごみの減量化･資源化の推進	1	廃止：155 へ統合 中間処理（リサイクル）を行い、再資源化を推進します。
	2	廃止:155 へ統合 ごみの正しい知識の普及啓発と協力体制づくりを推進します。
	155	新規 ごみの分別徹底・適正排出を図り、ごみの再資源化とごみの減容を図ります。
②ごみ処理体制の整備	3	充実 広域組合の共同処理（焼却・埋立）により、安定したごみ処理体制を構築します。
	4	充実 ごみ処理施設・設備など計画的な更新・修繕を実施します。

（2）環境・エネルギー

施策	No.	計画事業
①地球温暖化対策の推進	5	充実 温室効果ガスの排出抑制など地球温暖化対策を推進します。
	153	完了 公共施設等の空調設備を計画的に整備します。
②生物多様性保全の普及推進	154	充実 自然と共生する社会を実現するため、生物多様性の保全を普及推進します。

分野別政策

（3）防災

施策	No.	計画事業
①地域防災活動の推進	6	防災知識啓発、地域防災活動を推進します。
②行政危機管理体制の整備	7	充実 災害時の危機管理体制の充実を図ります。

（4）消防・救急

施策	No.	計画事業
①消防･救急体制の確保	8	消防車両などを計画的に更新します。
	9	現場活動する隊員の安全を守るため、装備品を整備、更新します。
	10	ＡＥＤの活用など救急救命講習を実施します。
②消防施設の整備	11	老朽化した消防施設等を改修・整備します。
③消防団活動の充実･強化	12	消防団施設の更新など、消防団活動の充実・強化を図ります。

（5）生活安全

施策	No.	計画事業
①交通安全対策の推進	13	充実 交通安全運動及び交通安全施設整備を推進します。
	14	充実 高齢運転者の免許証自主返納を支援します。
②地域防犯活動の推進	15	充実 地域防犯・生活安全対策を推進します。
③消費者保護の推進	16	消費生活に関する啓発活動の支援や相談窓口の充実を図ります。
④墓園・墓地の整備	17	充実 利用者が快適に墓参できる墓園・墓地の環境づくりを推進します。

Ⅱ 教 育



～人々が元気に輝くふるさとづくり～

（1）学校教育

施策	No.	計画事業
①確かな学力の育成と特別支援教育の充実	18	学校教育におけるＩＣＴの利活用を推進します。
	19	小・中学校の英語教育の質的向上、充実を図ります。
	20	児童生徒の学力向上に向けた指導機能の充実等を図ります。
	21	特別支援教育を推進します。
	22	教職員による学校事務（校務）の負担軽減を図り、子どもと向き合う時間を増やします。
	23	幼保小中一貫教育連携プログラムを推進します。
②豊かな心と健やかな身体の育成	24	いじめや不登校などの問題行動の未然防止と早期解決を図ります。
	25	「子ども夢づくり基金」を活用し、児童生徒のスポーツ・文化活動を支援します。
③ふるさと総がかりによる教育の推進	26	コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を推進します。
	27	児童生徒の登下校時の安全・安心を確保します。
	28	各家庭の経済的負担（教育費）の軽減を図ります。
	29	１２年間を見通したふるさとキャリア教育の充実を図ります。
	30	栗山らしい副読本を作成し、ふるさと栗山についての学習を推進します。

分野別政策

（1）学校教育

施策	No.	計画事業
④学校施設･設備などの整備	31	小学校校舎・体育館の計画的な改修と学校統合を含むあり方について検討します。
	32	中学校校舎及び体育館の計画的な改修を実施します。
	33	学生寮の計画的な改修と施設の運営改善を図ります。
	152	完了 学生寮の計画的な整備を図ります。
⑤安全･安心な学校給食の提供	34	食育事業等を通じて子どもたちに食に対しての正しい知識や理解を深めます。
	35	給食センター施設の長寿命化や厨房設備等の計画的な更新を行い、安全・安心な給食を提供できる環境を整備します。
⑥北海道介護福祉学校の運営	36	充実 学校経営基盤の確立を図り、超高齢社会を支える優れた介護福祉士を養成します。
	37	地域に開かれ地域に必要とされる学校づくりを目指します。
	38	介護福祉学校の大規模改修を実施します。
	39	完了 福祉･介護分野における中核的人材養成に向けた高専一貫教育プログラム開発・実証事業に取り組みます。
⑦栗山高校の魅力づくり	40	充実 栗山高校の生徒確保を図ります。
	41	充実 栗山高校「魅力化ビジョン（案）」を推進します。

分野別政策

（2）生涯教育

施策	No.	計画事業
①幼児･家庭教育の推進	42	家庭教育の機能を高める啓発・支援を実施します。
②青少年教育の推進	43	自然・社会体験など、青少年の体験活動の機会を提供します。
	44	青少年育成会活動を支援します。
③成人･高齢者教育の推進	45	高齢者の喜びと生きがいを感じる学びの機会を提供します。
	46	町民の多様な学びの機会づくりを実施します。
④図書館活動の推進	47	町民の読書活動を支援します。
⑤社会教育施設の整備	48	老朽化した社会教育施設の改修などを計画的に実施します。
⑥ふるさと教育の推進	49	充実 地域と学校が連携・協働した教育活動を推進します。

（3）自然環境教育

施策	No.	計画事業
①自然環境の保全･再生	50	充実 国蝶オオムラサキの生息環境を保全・再生し、生態を公開します。
	51	廃止：154 へ統合 ハサンベツ里山づくりの町民活動を支援します。
	52	廃止：154 へ統合 人と自然との共生を推進します。
②ふるさと自然体験教育の推進	53	充実 「ふるさと自然体験教育」を推進します。

分野別政策

（4）スポーツ

施策	No.	計画事業
①生涯スポーツの推進	54	生涯スポーツを推進します。
②スポーツ施設の整備	55	老朽化した社会体育施設の改修などを計画的に実施します。

（5）芸術・文化

施策	No.	計画事業
①芸術･文化活動の推進	56	町民が芸術文化に親しむ環境づくりと芸術創造のまちづくりを推進します。
	57	町民や文化団体による芸術・文化活動を支援します。
②文化財保護･活用の推進	58	充実 ふるさと栗山の文化財保護・活用や郷土芸能の継承活動を推進します。

（6）国際・地域間交流

施策	No.	計画事業
①国際交流の推進	59	少年ジェット派遣事業を実施します。
②地域間交流の推進	60	姉妹都市（宮城県角田市）、被災地などとの青少年交流事業を実施します。

Ⅲ 医療・保健・福祉



～健幸で生きがい感じるふるさとづくり～

（1）保　　健

施策	No.	計画事業
①生活習慣病予防・重症化予防の推進	61	生活習慣病や疾病の早期発見・早期治療に向けた健（検）診の実施と疾病の重症化予防に取り組みます。
②健康を支え守るための社会環境の整備	62	充実 妊娠前から乳幼児期の健やかな発達・発育を支援し、次世代の健康を支援します。
	63	町民や地域・関係機関・企業と協働し、町全体で健康づくりを支え守るための環境づくりを整備します。
	64	マイナ保険証を推進します。
③新型コロナウイルス感染症対策の推進	65	完了 新型コロナウイルス感染症対策を推進します。

（2）地域医療

施策	No.	計画事業
①医療水準の維持・確保	66	充実 地域に必要な医療水準の維持に努めます。
	67	完了 栗山赤十字病院改築事業を推進します。

分野別政策

（3）児童福祉

施策	No.	計画事業
①子育て家庭への支援	68	子ども医療費を助成するとともに助成拡大を実施します。
	69	充実 子育て家庭の支援や、子育てしやすい環境の充実を図ります。
②子どもの健全育成の推進	70	児童の健全な遊び・活動の場と、放課後の居場所づくりを推進します。
③保育･教育の質の向上	71	保育園、こども園などと連携を図り、保育・教育体制の充実を図ります。
④要保護児童対策の推進	72	児童の虐待防止と早期発見により適切な支援を実施します。
⑤子ども発達支援の充実	73	心身に障がいや発達の遅れのある子どもを支援します。
	74	心身障がい児の療育サービス利用に係る費用負担の軽減を図ります。
⑥施設･環境整備の推進	75	児童福祉施設等の計画的な改修・設備更新を実施します。

（4）高齢者福祉

施策	No.	計画事業
①介護予防の推進	76	高齢者の介護予防事業を推進します。
②地域に密着した高齢者福祉事業の充実	77	生活支援を中心とした地域包括ケアの充実を図ります。
	78	介護人材育成を図ります。
③公共施設長寿命化	79	いきいき交流プラザの長寿命化を図ります。

分野別政策

（5）地域福祉

施策	No.	計画事業
①社会参加と地域支え合い活動の推進	80	高齢者の社会参加と地域の支え合い活動の充実を図ります。
	81	ケアラー支援の充実を図ります。
②公共施設長寿命化	82	総合福祉センターの長寿命化を図ります。

（6）障がい者福祉

施策	No.	計画事業
①社会参加・自立支援	83	障がい者の社会参加と自立した地域生活を支援します。
	84	障がい者への専門的な相談支援体制の充実を図ります。

Ⅳ 産 業



～活力と賑わいあふれるふるさとづくり～

（1） 農林業

施策	No.	計画事業
①地域を担う多彩な人材の育成・確保	85	地域の中心的な役割を果たす人材を育成します。
	86	多彩な人材の確保・定着を推進します。
②生産性の高い農業・農地整備の推進	87	担い手への円滑な農地継承を推進します。
	88	中山間地域等における農業生産・多面的な機能を確保します。
	89	鳥獣による農業被害の防止及び軽減を図ります。
	90	国営事業などによる施設の維持管理と生産基盤の早期整備を目指します。
	91	充実 道営事業による計画的な基盤整備と施設の維持管理を実施します。
	92	畑地帯の計画的な基盤整備を推進します。
③農業新技術の取組推進	93	スマート農業を推進します。
	94	持続可能な農業生産体制を構築します。
	95	良質な農産物の生産に関わる農業用機械施設等の導入を支援します。
④農業に関わる人材・資源の積極的な活用	96	農的関係人口を創出します。
	97	農村としての魅力を認知・創造・発信します。
⑤森林の保全・整備	98	充実 造林事業などにより適正な森林管理を推進します。
⑥森林資源の活用	99	充実 森林資源の新たな活用を推進します。

分野別政策

（2）商工業

施策	No.	計画事業
①商工業の振興	100	充実 賑わいにあふれ魅力ある商店街づくりを推進します。
	101	町内商工業者の経営安定・改善、新規創業者を支援します。
②企業誘致･新産業創出の推進	102	充実 積極的な企業誘致活動を実施します。
	103	充実 工業団地の造成を実施します。

（3）観光・交流

施策	No.	計画事業
①観光・交流の推進	104	ファブラボ栗山を運営し、ものづくりを通じた「まちの未来を開拓する担い手」づくりを推進します。
	105	地域資源を磨き上げ観光・交流による地域経済活性化を推進します。
	106	充実 栗山町への移住・定住を促進します。
	107	充実 「くりエイトするまち栗山町」の地域ブランドイメージを活かし、関係人口となる「ひと」を呼び込みます。

（4）雇用環境

施策	No.	計画事業
①雇用環境づくりの推進	108	充実 雇用の確保と労働環境の向上を図ります。
②公共施設長寿命化	109	勤労者福祉センターの長寿命化を図ります。

V 都市基盤



～安全・安心で快適なふるさとづくり～

（1）道路・交通

施策	No.	計画事業
①計画的な道路網の整備	110	幹線町道の道路改良・舗装や交通安全対策を実施します。
	111	老朽化した橋梁の点検・修繕を計画的に実施します。
	112	国道及び道道の整備促進を実施します。
②道路環境の整備	113	町道の道路環境の維持・向上を図ります。
	114	充実 冬期間における道路環境を維持・確保します。
③公共交通システムの充実	115	地域公共交通の維持・確保と利便性の向上を図ります。
	116	充実 町営バスの運行により、交通弱者の移動手段を確保します。

（2）住宅・住環境

施策	No.	計画事業
①計画的な宅地･住宅の整備	117	充実 住宅団地の造成を実施します。
②住まいの環境づくり	118	若者、子育て世代が定住しやすい環境を整備します。
	119	充実 公営住宅の整備・改修を実施します。
	120	生活環境の保全と防犯のため、空き家対策に取り組みます。
	121	住宅の居住性や住環境の向上を図ります。

分野別政策

（3）上・下水道

施策	No.	計画事業
①水道水供給の維持	122	老朽化した水道管・水道施設を計画的に更新します。
②公共下水道の維持	123	老朽化した下水道施設を計画的に更新します。
	124	個別排水処理施設整備事業を推進します。

（4）河　　川

施策	No.	計画事業
①治水･河川環境の整備	125	充実 河川環境の改善・水害防止に努めます。
	126	国及び道管理河川の整備・環境改善を促進します。

（5）街なみ・景観

施策	No.	計画事業
①市街地形成の推進	127	充実 南部地域の振興を図ります。
	156	新規 中部地域の振興を図ります。
	128	充実 将来を見据えた市街地整備を検討・推進します。
	129	充実 錦地区の街なみづくりを推進します。
②景観づくりの推進	130	景観資源の保全・活用を図ります。
③公園・緑地の整備	131	公園施設の計画的な修繕・更新を実施します。

Ⅵ 地域経営



～みんなの絆で支え合うふるさとづくり～

（1）コミュニティ活動

施策	No.	計画事業
①コミュニティ活動の支援	132	町民主体の地域づくり活動を支援します。
②町民と行政の新たな連帯･協働の推進	157	新規 栗山町モデルの「女子野球タウン構想」を推進し、町民との連帯・協働による地域活性化を図ります。

（2）行政経営

施策	No.	計画事業
①効果的な行財政運営の推進	133	適正かつ効率的な行政運営に向けた内部統制を推進します。
	134	総合計画に基づく施策・計画事業の評価を行い、改善、見直しを図ります。
	135	各種統計データの収集を行い、町勢の現状を分析しまちづくりに活用します。
	136	ふるさと納税制度「栗山町ふるさと応援寄附」の効果的な運用を図ります。
	137	充実 町税収入等の収納率向上に努めます。
②効果的な行政体制の構築	138	多様な地域課題・ニーズ等に対応できる行政職員を育成します。

分野別政策

（2）行政経営

施策	No.	計画事業
③情報化の推進	139	充実 情報システム・機器の活用により、行政事務の効率化及び住民サービスの向上を図ります。
	140	充実 ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）を推進します。
	141	議会ＩＣＴ化を推進し、情報公開と共有及び町民参加の機会を保障します。
④広域行政の推進	142	広域連携による地域づくりを推進します。
⑤公共施設長寿命化	143	役場庁舎の長寿命化を図ります。

（3）情報共有と町民参加

施策	No.	計画事業
①行政情報の公開･提供	144	町が保有する公文書等の適切な公開と情報提供を推進します。
	145	広報くりやまの発行など、行政情報を広く発信します。
	146	充実 くりやまの情報を収集・発信する体制をつくり、町民との情報共有や町外への情報発信の充実を図ります。
②町政への町民参加の推進	147	町長のまちづくり懇談会やふれあい訪問を行い町政の町民参画を推進します。
	148	町民との情報共有制度「くりやまキャッチボイス」を運用します。
③自治基本条例の運用	149	自治基本条例に基づき、町民への情報提供に関する仕組み及び町民参加機会の充実を図ります。
④女性活躍･男女共同参画の推進	150	町行政における女性活躍、男女共同参画を推進します。
	151	職場・地域等における女性活躍、男女共同参画を推進します。

町民等からの意見募集について

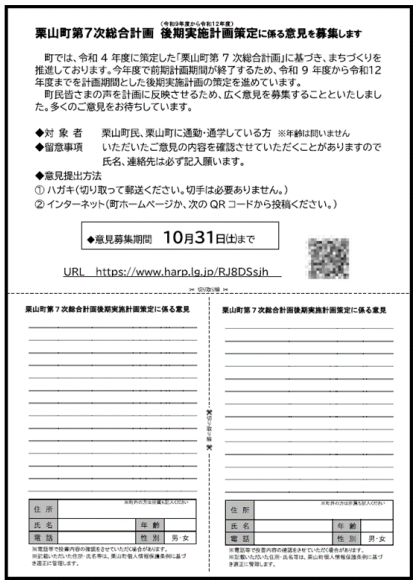
意見方法①：地域別懇談会（まちづくり懇談会）

日時	会場
10月13日(火) 18:30～	カルチャープラザ「Eki」
10月14日(水) 18:30～	角田農村環境改善センター
10月15日(木) 18:30～ ※団体向け	総合福祉センター「しゃるる」
10月16日(金) 18:30～	継立南部公民館
10月18日(日) 14:00～	総合福祉センター「しゃるる」
10月27日(火) 18:30～	栗山煉瓦創庫くりふと

町民等からの意見募集について

意見方法②：専用はがき投函

- ✓ 町広報9月号に折り込みされている専用はがきに必要事項を記入のうえ応募期限までに郵便ポストへ投函。（切手貼付は不要）
- ✓ 対象者：栗山町民、栗山町に通勤・通学している方（年齢不問）
- ✓ 応募期限：10月31日(土) 必着



栗山町第７次総合計画（令和9年度から令和12年度） 後期実施計画策定に係る意見を募集します

町では、令和４年度に策定した「栗山町第７次総合計画」に基づき、まちづくりを推進しております。今年度で前期計画期間が終了するため、令和９年度から令和12年度までを計画期間とした後期実施計画の策定を進めています。
町民皆さまの声を計画に反映させるため、広く意見を募集することといたしました。多くのご意見をお待ちしています。

◆対 象 者　栗山町民、栗山町に通勤・通学している方 ※年齢は問いません
◆留意事項　いただいたご意見の内容を確認させていただくことがありますので氏名、連絡先は必ず記入願います。
◆意見提出方法
① ハガキ（切り取って郵送ください。切手は必要ありません。）
② インターネット（町ホームページか、次の QR コードから投稿ください。）

◆意見募集期間　10月31日(土)まで

URL　https://www.harp.lg.jp/RJ8DSsih

栗山町第７次総合計画後期実施計画策定に係る意見

栗山町第７次総合計画後期実施計画策定に係る意見

住所
氏名　年齢
電話　性別　男・女

住所
氏名　年齢
電話　性別　男・女

意見方法③：ウェブフォーム投稿

- ✓ 右の二次元コードをスマートフォンなどで読み取り、表示されるウェブフォーム画面にて必要事項を記入のうえ応募期限までに投稿。
- ✓ 対象者：栗山町民、栗山町に通勤・通学している方（年齢不問）
- ✓ 応募期限：10月31日(土) 必着

町民等からの意見募集について

意見方法④：パブリックコメント

- ✓ 計画原案に対する意見募集として、所定の提出様式により持参、電子メール、ウェブフォームのいずれかの方法により受付。
- ✓ 閲覧方法：町ホームページにて公表、または町内公共施設に配置。
- ✓ 対象者：栗山町民、栗山町に通勤・通学している方（年齢不問）
- ✓ 受付期限：11月中旬～下旬予定（2週間程度）

意見の反映方法

- ✓ 意見方法①～③における意見については随時、栗山町総合計画審議会や議会、庁内検討組織（策定等委員会、政策推進会議）において共有し、栗山町総合計画審議会では意見を踏まえた審議と答申を行うことで計画原案へ反映。
- ✓ 意見方法④については、庁内検討組織（策定等委員会、政策推進会議）においてパブリックコメントで提出された意見の取り扱いを審議し、その結果を町ホームページで公表するとともに、必要に応じて計画原案へ反映。